

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話機器購入代		
年月日	22年6月10日～	年月日	金額 35,603円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>合計額 ソトケ-ズ</p> $\underbrace{(72,636^{\text{円}} - 1,300^{\text{円}} \times 1.10)}_{71,206^{\text{円}}} \times \frac{1}{2} = 35,603^{\text{円}}$ <p>別紙のとおり</p>	

案分の理由 政務活動にも用い 率分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	71,206 円	1/2 %	35,603 円

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。\*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金の前日(金融機関営業日)までにお願いいたします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。\*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2022年 5月25日

カード名称	SHIMIZU With Card
カード番号(一部非表示)	[REDACTED]
今回のお支払日	2022年 6月10日 (金)
今回のお支払金額合計	95,430 円

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座番号(一部非表示)	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

2022年 5月15日 現在

PONTAポイント

Pontaポイントについて

当月獲得ポイント	476
当月ボーナスポイント	0

ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。

<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	回数	お支払金額(円)	摘要
			四本	康久様		
《ショッピング取組(国内)》						
2022 4 5						
2022 4 26						
2022 5 4						
2022 5 4	ドコモショップ 富士宮店	72636	1回		72636	
2022 5 12						
《その他》						
◆お支払小計					95430	
◆◆今回のお支払金額総合計					95430	

●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、1=クレジット1回払い、1回=ショッピング1回払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピング分割払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1\*\*\*」と表示され、実際のカード番号とは異なります

15	[REDACTED]
16	[REDACTED]
17	[REDACTED]
18	[REDACTED]
19	[REDACTED]
20	04-06-10   200

95,430 | シミズLCカード | J

管理番号 15395

# クレジットご利用票

(販売店売上分/お客様控え)

日付時刻 2022年 5月 4日 16時13分

毎度ありがとうございます。  
この控えは大切に保存して  
ください。

お客様番号 [REDACTED] No. 042ABCH54647 1/ 1

お客様名 四本 康久 様

カード会社	ジェーシーピー
会員番号	[REDACTED]
有効期限	[REDACTED]
支払区分	[REDACTED]
分割回数	[REDACTED]
承認番号	[REDACTED]
A I D	[REDACTED]

品名	数量	金額
2022 iPhoneSE 128GBセット <ミッドナイト>	1個	¥76,270
iPSE (第2世代) ソフトケース/クリアブラック	1個	¥1,300 除外
機種購入特典	1個	¥10,261
消費税等相当額 (10%)		¥6,730
明細合計 (消費税等込み)		¥74,039
dポイント適用額	1個	¥1,403
合計 (消費税等込み)		¥72,636

(クレジット扱い)

静岡) ドコモショップ富士宮店  
届出番号: 第F1905534号  
静岡県富士宮市前田町1

TEL 0544282101

支出証拠書

7/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	封筒印刷 (長形3号: 5,500部)		
年月日	22年7月5日~	年月日	金額 11,300円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と後援会 活動比率	領収書金額(a) 22600 円	案分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 11300 円
---------------------------	---------------------	--------------------	--------------------------

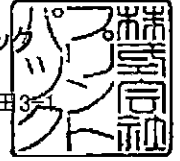
# 領収書

2022年07月05日

四本やすひさ 御中 四本康久 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック  
〒617-0003  
京都府向日市森本町野田3丁目  
TEL 0120-977-920  
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 22,600円 (税込)

納品期日 6営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAG30422090	品名：長形3号封筒 長3封筒 / 片面スミ1色 / ホワイトケント80(封筒郵便枠有) / 5,500部×1種類 / 加工1：既製封筒(印刷のみ) 加工2：	1	22,600	22,600
合 計				22,600

## 特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

整理番号	9-3
------	-----

支出証拠書

8/2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成(2022年春号) 13,000部		
年月日	22年8月2日～	年 月 日	金額 27,820円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	県政報告印刷費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況を 県民に報告する。
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとある	27,820 円	100%	27,820 円

# 領収書

2022年08月02日

四本やすひさ 御中 四本康久 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック  
〒617-0003  
京都府向日市森本町野田3-1  
TEL 0120-977-920  
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 27,820円 (税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAG30718501	品名：令和4年春号 A4 / 両面スミ1色 / コート90 / 13,000部×1種類 / 加工1：巻三つ折り 加工2：	1	27,820	27,820
合 計				27,820

## 特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、  
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。  
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

支出証拠書

8/2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成(2022年6月号)		13,000部
年月日	22年8月2日~	年月日	金額 27,724円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
用途	県政報告印刷費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況を 県民に報告する。
<領収書貼付枠>  別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとの事	27,724 円	100 %	27,724 円



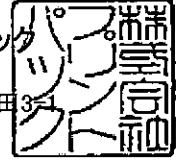
# 領収書

2022年08月02日

四本やすひさ 御中 四本康久 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック  
〒617-0003  
京都府向日市森本町野田3-1  
TEL 0120-977-920  
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 27,724円 (税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC30718310	品名：令和4年6月号 A4 / 両面スミ1色 / コート90 / 13,000部×1種類 / 加工1：巻三つ折り 加工2：	1	27,724	27,724
合 計				27,724

## 特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっても、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

支出証拠書

8/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (6~8月分)		
年月日	令和4年8月5日~	年月日	金額 76,270円

目的	政務活動に使用する自動車のリース
使途	(6~8月分) リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

月額リース料 (60,720円) から カーナビ、ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847円の 1/2相当額を充当する。

| 422-08-05 | 200 | \*182,160 トヨタセブチ2リ- (カ |

左の3ヶ月分(6~8月)

- ・ 月額リース料 60,720円 (税込) 182,160円
- ・ 対象外付属品を 50,847円 (税込) 152,541円  
除いたリース料月額
- ・ 1/2 案分 152,541円 × 1/2 = 76,270円

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	152,541円	1/2 %	
			76,270円

〒418-0061  
静岡県 富士宮市  
北町13-3

お支払明細書

令和 4年 6月 22日

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと  
おりお支払いをお願い申し上げます。  
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな  
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX  
日本カーソリューションズ株式会社

ご 契 約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様Noをご利用ください。

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 6月 21日から 令和 8年 6月 20日まで 48ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お客様No	[REDACTED]
お問い合わせ先	静岡支店
電話番号	054-205-2641
担当者	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

引落口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 種目・口座 [REDACTED]
口座振替委託会社	東京センチュリー

振込先	金融機関名 ***** 支店名 ***** 種目・口座 *****
-----	---

(振入手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

1頁

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 内 訳		税 率	備 考
							金額 (円)	消費税(円)		
1	4/6	口座振替	4/8/5	リース料	60720	1/48	55200	5520	10%	
2	4/7	口座振替	4/8/5	リース料	60720	2/48	55200	5520	10%	
3	4/8	口座振替	4/8/5	リース料	60720	3/48	55200	5520	10%	
4	4/9	口座振替	4/8/5	リース料	60720	4/48	55200	5520	10%	
5	4/10	口座振替	4/10/5	リース料	60720	5/48	55200	5520	10%	
6	4/11	口座振替	4/11/5	リース料	60720	6/48	55200	5520	10%	
7	4/12	口座振替	4/12/5	リース料	60720	7/48	55200	5520	10%	
8	5/1	口座振替	5/1/5	リース料	60720	8/48	55200	5520	10%	
9	5/2	口座振替	5/2/5	リース料	60720	9/48	55200	5520	10%	
10	5/3	口座振替	5/3/5	リース料	60720	10/48	55200	5520	10%	
11	5/4	口座振替	5/4/5	リース料	60720	11/48	55200	5520	10%	
12	5/5	口座振替	5/5/5	リース料	60720	12/48	55200	5520	10%	
13	5/6	口座振替	5/6/5	リース料	60720	13/48	55200	5520	10%	
14	5/7	口座振替	5/7/5	リース料	60720	14/48	55200	5520	10%	
15	5/8	口座振替	5/8/5	リース料	60720	15/48	55200	5520	10%	
16	5/9	口座振替	5/9/5	リース料	60720	16/48	55200	5520	10%	
17	5/10	口座振替	5/10/5	リース料	60720	17/48	55200	5520	10%	
18	5/11	口座振替	5/11/5	リース料	60720	18/48	55200	5520	10%	
19	5/12	口座振替	5/12/5	リース料	60720	19/48	55200	5520	10%	
20	6/1	口座振替	6/1/5	リース料	60720	20/48	55200	5520	10%	
21	6/2	口座振替	6/2/5	リース料	60720	21/48	55200	5520	10%	
22	6/3	口座振替	6/3/5	リース料	60720	22/48	55200	5520	10%	
23	6/4	口座振替	6/4/5	リース料	60720	23/48	55200	5520	10%	
24	6/5	口座振替	6/5/5	リース料	60720	24/48	55200	5520	10%	
25	6/6	口座振替	6/6/5	リース料	60720	25/48	55200	5520	10%	
26	6/7	口座振替	6/7/5	リース料	60720	26/48	55200	5520	10%	
27	6/8	口座振替	6/8/5	リース料	60720	27/48	55200	5520	10%	
28	6/9	口座振替	6/9/5	リース料	60720	28/48	55200	5520	10%	
29	6/10	口座振替	6/10/5	リース料	60720	29/48	55200	5520	10%	
30	6/11	口座振替	6/11/5	リース料	60720	30/48	55200	5520	10%	
31	6/12	口座振替	6/12/5	リース料	60720	31/48	55200	5520	10%	
32	7/1	口座振替	7/1/5	リース料	60720	32/48	55200	5520	10%	
33	7/2	口座振替	7/2/5	リース料	60720	33/48	55200	5520	10%	
34	7/3	口座振替	7/3/5	リース料	60720	34/48	55200	5520	10%	
35	7/4	口座振替	7/4/5	リース料	60720	35/48	55200	5520	10%	
36	7/5	口座振替	7/5/5	リース料	60720	36/48	55200	5520	10%	
合 計		契 約	額		*****		*****	*****		

〒418-0061  
静岡県 富士宮市  
北町13-3

お支払明細書

令和 4年 6月 22日

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと  
おりお支払いをお願い申し上げます。  
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな  
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX  
日本カーソリューションズ株式会社

ご 契 約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 6月 21日から 令和 8年 6月 20日まで 48 ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お客様No.	[REDACTED]
お問い合わせ先	静岡支店
電話番号	054-205-2641
担当者	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名 [REDACTED]
	支店名 [REDACTED]
	種目・口座 [REDACTED]
口座振替委託会社	東京センチュリー

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名 *****
	支店名 *****
	種目・口座 *****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

2頁

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 内 訳		税 率	備 考
							金額 (円)	消費税(円)		
37	7/ 6	口座振替	7/ 6/ 5	リース料	60720	37/ 48	55200	5520	10%	
38	7/ 7	口座振替	7/ 7/ 5	リース料	60720	38/ 48	55200	5520	10%	
39	7/ 8	口座振替	7/ 8/ 5	リース料	60720	39/ 48	55200	5520	10%	
40	7/ 9	口座振替	7/ 9/ 5	リース料	60720	40/ 48	55200	5520	10%	
41	7/10	口座振替	7/10/ 5	リース料	60720	41/ 48	55200	5520	10%	
42	7/11	口座振替	7/11/ 5	リース料	60720	42/ 48	55200	5520	10%	
43	7/12	口座振替	7/12/ 5	リース料	60720	43/ 48	55200	5520	10%	
44	8/ 1	口座振替	8/ 1/ 5	リース料	60720	44/ 48	55200	5520	10%	
45	8/ 2	口座振替	8/ 2/ 5	リース料	60720	45/ 48	55200	5520	10%	
46	8/ 3	口座振替	8/ 3/ 5	リース料	60720	46/ 48	55200	5520	10%	
47	8/ 4	口座振替	8/ 4/ 5	リース料	60720	47/ 48	55200	5520	10%	
48	8/ 5	口座振替	8/ 5/ 5	リース料	60720	48/ 48	55200	5520	10%	
計		契 約		契 約 額	2914560		2649600	264960		

〒 418-0061

静岡県 富士宮市  
北町  
13-3  
四本康久 様



日本カーサービス株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区  
追手町  
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001075YA001075

部署 静岡支店営業チーム  
電話 054-205-2641  
担当 [Redacted]

2022年 7月 15日

口座振替通知書

請求書No. 52653358  
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥182,160	2022年 8月 5日	口座振替
内リース料等 165,600		
内消費税等 16,560		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ： 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	220621	1	48	リース料 4/6分 [Redacted]	60720	5520	100	
[Redacted]	220621	2	48	リース料 4/7分 [Redacted]	60720	5520	100	
[Redacted]	220621	3	48	リース料 4/8分 [Redacted]	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	182160	16560		
ページ小計→					182160	16560		165600 (税抜)

請求件数 3件



通信欄 口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

# 自動車リース契約書

貸與人使用欄(検印)

四本康久様  
賃借人(甲)

住所 富岡市北町13-3

氏名 四本康久

連帯保証人

住所

氏名

租額	円
----	---

連帯保証人

住所

氏名

租額	円
----	---



賃貸人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長 高島俊史



(丙) 日本カーソリューションズ株式会社 代理店

静岡県富士宮市弓沢町487番地

株式会社ジェミニオー

代表取締役 山本裕



上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「重要事項説明書」にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれに確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約は基本約定期が、メンテナンスリース契約は基本約定期の他メンテナンス約定期が適用されます。本契約の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記(署)名捺印のうえ、各1通を保有します。

## 基本約定期

(本契約の目的)

第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覽表」(以下「表」という。)(2)記載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を購入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。

2. 本契約は、甲が希望する品質、種類、数量(規格、仕様、性能その他甲が必要とする一切の事項を含み、以下総称して「自動車の品質等」という。)を有した自動車を甲が選択又は決定し、自らが個人用・家庭用として使用することを目的とします。

(リース期間)

第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は自動車検査証、軽自動車届出済証、登録交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。)の使用者を甲とし、所有者を乙として自動車登録の日からとします。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。又、甲にリースする自動車四輪の場合、特定取引法により、クーリングオフはできません。但し、本約定期第7条第7項に該当する場合、甲は本契約を解除できるものとします。

(リース料)

第3条 甲は、表(6)記載のリース料を表(7)記載の通り乙に支払うものとします。

2. 表(6)記載の総リース料は、自動車及び付属品等の関連費用、リース期間中に発生する表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含み、又、本契約締結、見積書等に記載し、若しくは電磁的方法により甲乙間で確認したリース期間中に予想される甲の自動車の走行距離や用途等(但し、記載場所を問わず、以下総称して「甲の自動車の使用条件」という。)から算出したものとします。

3. 表(6)記載の月額リース料は、総リース料をリース期間中分割して支払うものであり、甲がリース期間中、自動車を 사용하지 ない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることはできません。

(再リース又は買取り)

第4条 甲がリース期間満了の3ヶ月前までに乙に対し書面にて再リース又は買取りを申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料の支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の与信基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。

(1) 再リース契約(以下「再リース契約」という。)は、乙所定の見積書にて再リース契約の契約条件及び再リース料総額等を確認のうえ、乙所定の書面にて再リース契約を締結できるものとします。

(2) 買取りの場合、第20条の規定に基づき甲乙間で乙所定の売買契約書で売買契約を締結できるものとします。

(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の適用がある場合、甲は、犯収法に基づき取引時確認に準じて甲乙間で、甲がこれに準じている場合、甲は犯収法に基づき本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。

(自動車の引渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と納車日及び納車時間等(以下総称して「納車日」という。)を決定し、これを乙に通知します。又、甲は、納車日に売主から自動車メーカーが定める自動車の取扱説明書や先着安全技術の作動方法等の説明を受けるものとします。

2. 乙は、自動車の登録後速やかに甲に対し納車確認書を送付します。但し、甲に対し借受証(以下「借受証」という。)の交付を要求する場合は除きます。

3. 自動車の納入後、甲は、速滞なく自ら引渡した自動車であること、自動車の品質等が本契約締結、見積書等の内容(以下総称して「本契約の自動車」という。)に適合することを検証し、これが確認できたときに乙から甲に対する自動車の引渡しは完了とします。なお、乙から買取りがあったときは、甲は、引渡完了後直ちに借受証に記(署)名捺印してこれを乙に交付します。

4. 前項の検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、又は納車確認書の受領日、若しくは借受証の交付を要求された日から14日までに自動車が納車されない場合、甲は、契約不適合の内容又は未納車であることを書面にて乙に通知のうえ、第7条第3項の規定に基づき、直接売主から修理を受け、売主との間でこれを解決します。

5. 甲から乙に対し前項の通知がない場合、自動車は契約不適合がなく完全な状態で乙から

甲に引渡されたものとし、甲が不当に自動車の引渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだとき、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができず、乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電磁的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、第15条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の品質等の不適合等)  
第7条 乙は、売主と締結した自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、その一切の責任を売主が負担すること約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改定、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由により、自動車の全部若しくは一部の引渡しが遅延し、又は不能となった場合、その他自動車の引渡し又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は、自動車の品質等にかかわる担保責任が甲の責に帰する場合を除き、直接売主に対し、自動車の修理、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる追完を請求(以下「履行の追完請求」という。)するものとします。又、自動車の引渡し遅延等により甲に損害が生じた場合、甲は、直接売主に対し損害賠償請求を行い、売主との間で解決します。但し、甲は売主に対し代金減額請求はできず、又、履行の追完方法は乙が選択するものとします。

4. 前条の履行の追完は、自動車の引渡完了日から1年以内の限り請求できるものとします。但し、売主又は自動車メーカーの保証書の定めがある場合は、それが優先適用されるものとします。

5. 乙は、本条に定める甲の売主に対する権利行使に乙が必要と認める範囲内において協力します。この場合でも、甲は乙に対するリース料の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

6. 甲が売主に対し、履行の追完請求を行ったにもかかわらず売主がこれを一切履行しない場合、又は自動車の品質等が本契約の内容に適合せず、甲が本契約を締結した目的を達することができない場合、その他権利行使のために乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じた場合は、甲は乙に対し、具体的な内容を示した書面による通知をし、乙と十分協議します。

7. 前項の協議の結果、自動車の品質等の不適合が甲の責に帰すべき事由による場合、又は売主が一部履行した場合、若しくは乙又は売主の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙又は売主の責に帰することができない事由によるものである場合を除き、甲は、本契約を解除できるものとします。

8. 本条の定めにより本契約を解除する場合、甲は乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を請求できず、甲は甲に対し、本契約の解除に伴う損害金等を請求できないものとします。

9. 甲が、本契約の目的物として初度登録又は検査された自動車(以下「中古自動車」という。)を選択した場合、一般社団法人自動車公正取引協議会が定める公正競争規約等に基づき、ライセンサーや売主から直接中古自動車の状態及び保証書の有無を確認し、自らの判断で決定し、現状有姿にて乙から借受けるものとします。また、中古自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は本条第3項の規定に基づき直接売主との間で解決します。

(自動車の使用、管理)  
第8条 甲は、自動車が納車されてからその返還まで、法令に基づき日常点検整備の実施、走行に当たって安全に運転することの確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に保管し、使用し、法令等に違反しないものとします。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な法令に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、安全な運行のために新たに必要とされる装置等の購入・取付、自動車の損傷時の補修、修理等その責任を履行すると共にそれらの費用をリース料と別に負担します。この場合、甲は乙に対し、それらの費用の償還等を請求することはできません。

3. 甲は、住所、自動車の使用の本拠地を変更し、又は乙の承諾を得ず自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令に基づき速やかに自動車検査証記入申請等の手続きを甲の責任と負担で行います。又、変更登録が必要な場合、甲は、乙が実施する変更登録手続きに協力し、その変更登録に係る費用を負担します。

4. 乙は、自動車の修理又は点検整備等をなす場合、甲に対し代車の提供及び体系補償は何等その責に任じないものとします。

5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況や点検・検査するため、保管場所への立入りや説明資料の提供等の申入れがあったときは、又は、乙から自動車の乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、正当な理由がある場合を除

(代理店個人リース用)





リースアップ車の所有権移転登録は、甲が甲の責任と負担で直ちに行うものとします。  
5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づき点検等を行っていたことから、リースアップ車の高品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(保証金) 第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、乙が甲のための費用を立替した場合は立替金の償還を怠ったときは立替日から、いずれも完了に至るまで、支払うべき金額に對し甲の1.4倍の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課) 第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という)は、甲の負担とします。登記税の消費税等は本契約成立日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税等を乙に支払います。

3. 本条第1項に該当する乙の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等に関するものを除く)及び本契約に基づく取引に課税され又は課税されることのある公租公課等(以下総称して「公租公課等」という)の全ての納付金は義人の甲にかかわらず甲が負担します。

4. 甲は、前項の公租公課等の何れかを乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担) 第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。  
2. 乙が本契約に因し、本来の権利を享有し又は回復するため又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の償出費用(諸費用を含む)、弁護士報酬その他の費用を乙に支払います。

3. 法令等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。

(乙の権利の移転等) 第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲はこれを承諾します。  
2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転売したときは、乙は、甲の転売先に対する権利の償還を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、甲が甲の転売先からリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

(担保の停止) 第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって担保することはできません。

(報告の義務) 第26条 甲及び連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の承認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の充当) 第27条 本契約に基づく甲の債務の支払が債務金額を削減させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認めるとき、順序及び方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人) 第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という)につき、甲の委託を受け、甲と連帯して債務履行の責を負うものとし、本契約の終了後、甲乙間でリース契約又は売買契約を締結する場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の負担は、本契約に記載する限度額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会承認を得て有効に連帯保証したものであることを承認します。

2. 乙が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しては、この履行の請求の効力が生じるものとします。

3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証人を要するときは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した場合に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了したの乙に対する債務の全てが弁済され、乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。

4. 甲が自動車を中心として個人用、家庭用等に使用する場合は、従って甲の事業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の事業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本現在、保証を委託する連帯保証人に民法第465条の1の第1項各号に定める情報(①甲の財産及び収入の状況、②本件債務以外に負担している甲の債務の有無並びにその内容及び履行状況、③本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及び内容を)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けるにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解したうえで連帯保証人となることを乙に対し表明及び保証します。

5. 連帯保証人から請求があった場合、乙又は甲は、連帯保証人に対し連帯等、民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務に代わっての全てのものについて不履行の有無並びにこれらの種類及びそのうち弁済済に到来しているものの額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙又は丙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙又は乙の代理人である丙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき、乙の委託を受けて連帯保証人に対し情報提供を行うことを承認し、当該情報提供に因り異議を述べないものとします。

7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面にて通知すると共に、乙の与信基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとします。

(通知の効力) 第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り本契約書の住所及び氏名欄に記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠った場合、甲又は連帯保証人が不明になったため、乙からなされた書面による通知が送達又は到達しなかった場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を通知することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が送達又は到達しなかったことによる生じた損害又は不利益を乙に對して主張することはできません。

(公正証書) 第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行憑条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄) 第31条 本契約に因り生じた又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が円滑でないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録で行うものとします。

(個人情報の取扱い) 第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を収集管理を講じたうえで収集・保有・利用し、乙が本契約の遂行のために業務委託をする丙又は契約代行・自動車の売買・自動車製造会社等、本契約に自動車保険やメンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとします。甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

(1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報

(2) 本契約に関する個人情報

(3) 取扱いに定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

(データ等の取扱い) 第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会又は一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として活用することを承諾します。

自動車データは特定の個人との対応関係を排斥し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を同分類毎に抽出・集計し、傾向又は性質等を数值的に把握する統計データとします。

(代理店) 第34条 乙は、本契約に基づく次の各号の業務を乙の代行業務として丙に行わせることができるとし、甲はこれを承諾します。

(1) 契約締結業務  
(2) 自動車の納車、自動車の預かり、返還自動車の受領  
(3) リース料の請求受領業務  
(4) 第28条第6項及び第7項に基づき連帯保証人に対する民法第458条の2及び第458条の3に定める情報の提供

(5) その他乙が指示した事項  
(反社会的勢力との関係排除) 第35条 甲乙丙及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む、以下同じ)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標榜団体、特殊な威嚇力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明・承諾するものとする。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の力を利用していると認められる関係を有すること。  
(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与を認められる関係を有すること。  
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲乙丙及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを承諾するものとする。

(1) 暴力的な要求行為。  
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。  
(3) 相手方との取引に関して、脅迫的な意図をし、又は暴力を用いる行為。  
(4) 虚偽を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。  
(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、自動車を買取等してはならないものとする。

(特約条項) 第36条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するが、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとする。

## メンテナンス約定

(リース料) 第1条 表(1)記載の契約の区別がメンテナンスリース契約の場合は、表(6)記載のリース料には、表(12)において「O」を付したメンテナンスサービス(以下「メンテナンスサービス」という)の諸費用(以下「メンテナンス費用」という)を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、メンテナンスサービスにかかる諸費用を負担する必要はありません。

(メンテナンスサービス) 第2条 本契約にメンテナンスサービスが含まれる場合、甲は、リース期間中、表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という)で、メンテナンスサービスを受けるものとします。

2. 前条のメンテナンス費用は、表(12)記載の月間契約走行距離(以下「月間契約走行距離」という)を基準として定められているものとし、本契約の期間満了時の契約走行距離の月間平均が月間契約走行距離を超過したときは、乙は甲に対しメンテナンスサービスの追加費用を請求できるものとします。

3. 甲は、メンテナンスサービスを受けるときは、委託工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき委託工場と協議の上決定します。

4. 甲がやむを得ず他の整備工場へ修理を受ける場合、事前に書面にて乙の承諾を得てこれを行うものとします。

5. 甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けない場合、その事由の如何を問わず、甲は、リース料の減額請求やリース料の支払その他本契約に基づく乙に対する債務の履行を免れることはできず、乙に対しメンテナンス費用の償還を請求することはできません。また、乙は、甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けないことにつき甲が責任を負う。その一切の責任及び費用は甲が負担します。

6. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が一般社団法人日本自動車整備協会連合会又は各都道府県警察署に対し、自動車に係る放置違反品等の有無を照会すること、又この照会に甲の同意書等が必要となるときは、乙の請求後直ちに同意書等に記(捺)名捺印することに同意するものとする。

7. 放置違反品の消却等に起因して自動車の継続検査が延滞又は不能となっても乙は一切責任を負いません。なお、放置違反品の消却等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に因る一切の諸費用は甲が負担します。

8. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が、保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的記録により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することに承諾するものとする。

9. 次の整備、修理等は、メンテナンスサービスの対象外とする。  
①甲の故意又は過失に起因する整備、修理等(甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けないことにより自動車に不具合が生じた場合の整備、修理等を含む)。  
②事故に起因する整備、修理等。  
③甲の承諾を得ず、他の整備工場等へ独自に行った整備、修理等。  
④法令等の改廃制定、又は官公庁の指示若しくは命令等に起因する整備、修理等(改造及び部品の取付けを含む)。  
⑤自動車のリコール又は自動車の品質等の不適合に起因する整備、修理等。  
⑥甲が自動車の取扱説明書及び保証書の記載に反らなかったことに起因して過分に発生する整備、修理等。

⑦メンテナンスサービス以外の項目について行った整備、修理等。

(代車) 第3条 乙は、メンテナンスサービスに代車(以下「代車」という)の提供を含む場合、甲がメンテナンスサービスを受けるときに代車が必要であると申出たときは、メンテナンスサービスの提供条件に基づき乙が選定する代車を甲に提供します。但し、提供できる代車は、1500CCクラスの乗用車又はバンに限定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、乙は甲に代車を提供できません。  
①走行上の支障のない箇所の整備、修理を行う場合。  
②代車提供の申出があったときから24時間以内に完了することが見込まれる整備、修理の場合。  
③自動車のリコール又は自動車の品質等の不適合に起因する整備、修理の場合。  
④難渋その他代車の手配が容易と認められず困難であると乙が判断した場所における代車提供の申出があった場合。  
⑤年末年始、ゴールデンウィークその他繁忙期などで乙が代車を手配することができない場合。

3. 点検・継続検査・一般整備時、及び代車提供予約が付されている事故修理時の代車提供には、乙が必要と認めた期間まで無償とします。但し、点検・整備、修理等を実施後、甲に返還する自動車と代車との入替時に甲の都合で代車の提供期間を延長する場合、当該延長期間の代車提供は無償となります。

4. 代車に付保されている自動車保険契約の内容は、自動車に付保されている自動車保険契約の内容と認められた期間まで無償とします。但し、点検・整備、修理等を承諾する場合は、乙が代車を使用・保管等(これらに起因する第三者との間の紛争及び乙又は第三者に生じた損害賠償を含む)については、本契約書上「自動車」とあるものを「代車」に替えて本契約の各条項を適用します。

5. 甲は、代車に因り違法駐車をした場合、自ら原則金を等額負担すると共に代車のレッカー移動、保管等の手続き及びこれらにかかる一切の費用を負担します。また、甲は、違法駐車により警察が代車を移動した場合、乙の判断により乙又は乙の指定する一切の責任から代車を引取ることがあること、その場合、乙が代車内の残置品等について一切の責任を負わないこと、又代車の引取りに要する一切の費用は甲が負担し、乙又は乙の指定する者から請求があり次第、直ちにこれを支払うことを承諾します。



# 自動車リース御見積書

2022年 12月 1日  
見積No. @N3809-0187-N

四本 康久

様

日本カーソリューションズ(株) 代理店  
株式会社 ジェミニオート富土宮  
静岡県富士宮市弓沢町487



お引合いをいただきました件、下記の通りお見積り  
致します。よろしくお願ひ申し上げます。

担当営業部・電話

0544-23-5960

車	ニッサン ノート 1200 X 5ドア AT 2WD 5人		ミッション AT 定員 5 人乗 用別 自家用 塗色 スーパーブラック 内装色	
	型式 6AA-E13 排気量 1,198 cc-ハイブリッド(ガソリン+電気) 形状 5ドア ボンネットワゴン			
両	付属品	LEDヘッドランプ+フォグランプ ナビ+ブルー ETCユニットBM19S ETCセットアップ オイル交換	※ LEDヘッドランプ+フォグランプ (99,000円) を除外 リース料総額 (税込) 2,539,680円 - 99,000円 = 2,440,680円 月額リース料 (48回) 50,847円	
	Aのうちリース代に含まれるのは上記のみ			
リース方式	ファイナンス	台数	1台	
リース期間	4年	( 48 カ月 )		リース料 (一台当り)
納車予定日	2022年 6月 21日		月額リース料 52,910 税抜額(円) 48,100 消費税 10% 48	
納車場所	四本 康久		※ 月額リース料を再計算する。 上記のとおり	
支払方法	口座振替 初回お支払予定7月(2回分)		リース料総額(税込) 2,539,680円	
上記リース料に含まれるもの				
諸費用	<input type="checkbox"/> 登録手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> 動産保険料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF費用		<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 故障修理 <input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検 (ヶ月毎) <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> 冬用ホイール <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ季節履替 <input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 <input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> 油脂類の交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> エアコン修理 <input checked="" type="checkbox"/> 一般消耗品交換 <input checked="" type="checkbox"/> パンク修理 <input checked="" type="checkbox"/> 代車 <input checked="" type="checkbox"/> 寒冷地メンテ <input checked="" type="checkbox"/> 装置部メンテナンス	
	自動車保険	種類(***** ) 危険割増(***%) フォト・サポート 対人 ***** 万円 料率/年 * 対物 ***** 万円 (免責 **万円) 料率/年 * 搭傷 1名 ***** 万円 1事故 ***** 万円 料率/年 * 人傷 ***** 万円 車両保険 種類(***** ) 免責 **~** 万円 料率/年 * 車両保険額 *** 万円 付属機械装置名 ***** 付属保険額 *** 万円		※月間契約走行距離 2,000km
特記事項	1) 上記リース料の消費税等は、見積日時点での納車予定日を基準に計算したものです。消費税率は、リース原価等、諸条件の変動により変更となる場合があります。また、契約期間中の税率改定に伴う差額はお客様の負担となります。 2) お申し込みいただいた後、リース契約書に調印することにより、契約が成立するものとします。		※	

見積有効期限

2022年 12月 31日

20221201092011

# 契約主要事項一覧表

契約番号 XXXXXXXXXX

(1)	契約の区別	ファイブスリース			
リース自動車の表示	車名等	ニッサン ノート	台数 1 台 2 WD	(9) 自動車税環境性能割 (×)	(含まれるもの○ 含まれないもの×)
	型式	6AA-E13		(軽)自動車税 (○)	含まない
	ミッション	オートマチック		自動車重量税 (×)	全額含む
	エンジン・排気量	ハイブリッド 1,198 CC	定員 5 名	自動車重量税 (×)	含まない
	車体色	スーパーブラック		自動車保険料 (○)	全額含む
	文字書	無し		自動車保険料 (×)	含まない
	車台番号	納車確認書記載のとおり		登録諸費用 (○)	
	登録番号	納車確認書記載のとおり		保険会社	
	売主	株式会社ジェミニオート富士宮		保険種類	
	付属品・特別仕様 (エアコン標準)	LEDヘッドランプ+フォグランプ 本草調シートカバー トリカバ フロアカーペット ナハフレーム ETCユニットBM19S ETCヒットアップ カタ変換 ナビ取付キット ナビナビックRE-07WD ハックカメラ FRC100KD ドラレフ・RLE 連動 オイル交換		(10) 自動車保険付保条件	フリート・ノンフリート フリート割引(増)等級 フリート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">免責0特約</span> 車両保険価額 賠償保険 対人(1名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人身傷害</span> 対物(1事故) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対物免責</span> 搭乗者(1名) 給付・搭傷 安全装置 特約事項
(3) 使用の本拠地 (保管場所)	静岡県富士宮市北町13-3		(11) 損耗査定	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等	
(4) リース期間	48ヶ月	開始日 納車確認書記載のとおり 満了日 納車確認書記載のとおり	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)		
(5) 前払リース料	無し		(X) 運転手整備 (X) バッテリー交換		
リース料	リース料 1	1 回	¥55,200	(X) 法定点検整備 (X) エアコン修理	
		消費税等額	¥5,520	(X) スケジュール点検 (X) バック修理	
	リース料 2	1 回	¥55,200	(X) 故障修理 (X) 乙車検費負担	
		消費税等額	¥5,520	(X) エンジンオイル交換・検査 (X) 代車	
	リース料 3	46 回	¥55,200	(X) 一般消耗品交換 (X) 寒冷地メンテ	
	消費税等額	¥5,520	(X) 油類の交換・検査 (X) 夏タイヤ		
	総額		¥2,649,600	(X) 冬タイヤ	
			¥264,960	(X) 冬用ホイール	
				(X) タイヤ補修	
(7) 支払方法	リース料 1	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		※以下表示なし	
	リース料 2	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替			
	リース料 3	リース開始日の属する月の2ヶ月後より1ヶ月毎、5日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替			
(8) 残価清算方式・設定残価	クロス・ト・エンド				
(13) 特約事項					

整理番号	9-6
------	-----

支出証拠書

8/19

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報提供・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成(2022年分)		
年月日	22年8月19日~	年 月 日	金額 16500円

目的	県政に係る情報等を県民に報告																																
使途	県政報告デザイン料																																
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況等を 県民に報告する。																																
<<領収書貼付枠>>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <table border="0"> <tr><td>領収証</td><td style="text-align: center;">四本やすみ</td><td style="text-align: right;">様 No. ....</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">★ ￥16,500-</td></tr> <tr><td>内訳</td><td colspan="2">但 議会報告作成代として</td></tr> <tr><td>現金</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>2022年8月19日 上記正に領収いたしました</td></tr> <tr><td>小切手</td><td style="text-align: center;">/</td><td>登録番号</td></tr> <tr><td>手形</td><td style="text-align: center;">/</td><td>〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111</td></tr> <tr><td>消費税(10%)</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>株式会社 アドライン</td></tr> <tr><td>消費税(8%)</td><td></td><td>TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635</td></tr> <tr><td>内税額計</td><td></td><td></td></tr> </table> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">収入印紙</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table> </div>				<table border="0"> <tr><td>領収証</td><td style="text-align: center;">四本やすみ</td><td style="text-align: right;">様 No. ....</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">★ ￥16,500-</td></tr> <tr><td>内訳</td><td colspan="2">但 議会報告作成代として</td></tr> <tr><td>現金</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>2022年8月19日 上記正に領収いたしました</td></tr> <tr><td>小切手</td><td style="text-align: center;">/</td><td>登録番号</td></tr> <tr><td>手形</td><td style="text-align: center;">/</td><td>〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111</td></tr> <tr><td>消費税(10%)</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>株式会社 アドライン</td></tr> <tr><td>消費税(8%)</td><td></td><td>TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635</td></tr> <tr><td>内税額計</td><td></td><td></td></tr> </table>	領収証	四本やすみ	様 No. ....	★ ￥16,500-			内訳	但 議会報告作成代として		現金	✓	2022年8月19日 上記正に領収いたしました	小切手	/	登録番号	手形	/	〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111	消費税(10%)	✓	株式会社 アドライン	消費税(8%)		TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635	内税額計			収入印紙	
<table border="0"> <tr><td>領収証</td><td style="text-align: center;">四本やすみ</td><td style="text-align: right;">様 No. ....</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">★ ￥16,500-</td></tr> <tr><td>内訳</td><td colspan="2">但 議会報告作成代として</td></tr> <tr><td>現金</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>2022年8月19日 上記正に領収いたしました</td></tr> <tr><td>小切手</td><td style="text-align: center;">/</td><td>登録番号</td></tr> <tr><td>手形</td><td style="text-align: center;">/</td><td>〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111</td></tr> <tr><td>消費税(10%)</td><td style="text-align: center;">✓</td><td>株式会社 アドライン</td></tr> <tr><td>消費税(8%)</td><td></td><td>TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635</td></tr> <tr><td>内税額計</td><td></td><td></td></tr> </table>	領収証	四本やすみ	様 No. ....	★ ￥16,500-			内訳	但 議会報告作成代として		現金	✓	2022年8月19日 上記正に領収いたしました	小切手	/	登録番号	手形	/	〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111	消費税(10%)	✓	株式会社 アドライン	消費税(8%)		TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635	内税額計			収入印紙					
領収証	四本やすみ	様 No. ....																															
★ ￥16,500-																																	
内訳	但 議会報告作成代として																																
現金	✓	2022年8月19日 上記正に領収いたしました																															
小切手	/	登録番号																															
手形	/	〒419-0903 静岡県富士宮市ひばりが丘111																															
消費税(10%)	✓	株式会社 アドライン																															
消費税(8%)		TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7635																															
内税額計																																	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある	16500円	100%	16500円

〒418-0061  
静岡県富士宮市北町13-3

# 御請求書

1 / 1 ページ  
2022/08/01

請求番号 : 030258

四本やすひさ様

株式会社アドライン  
〒418-0003 静岡県富士宮市ひばりが丘  
TEL: 0544-26-6265 FAX: 0544-29-7688  
代表取締役 吉原直之  
お振込みは下記口座へお願い致します。  
静岡銀行富士宮北支店  
(普)0432176 株式会社アドライン

--	--

## 件名: 7月御請求額

下記の通りご請求申し上げます

前回請求残高	御入金額	売上金額 (税抜)	消費税	当月売上金額 (税込)
¥33,000	¥33,000	¥15,000	¥1,500	¥16,500

.....いつもお世話になっております。

.....今後とも、宜しくお願い致します。

納品日	品目名	数量	単価	金額
2022/07/31	議会報告・2022年春号 A4・1/1c・データ制作費	1		¥15,000

小計	¥15,000
消費税	¥1,500
合計金額	¥16,500

支出証拠書

8/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和4年8月31日~令和 年 月 日	金額	3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

**新聞購読料 領収証**

四本 康久様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2022年8月分 領収日 8月31日

領収金額 **¥3,821**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934


**その他購読料等 領収証**

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 0)  
(8%対象 3,821)

稲葉 和弘  
富士宮市上柚野1-2  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

整理番号	9-8
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請情報提供・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告郵送料(2022年春号、2022年6月号)		
年月日	22年9月1日～	年 月 日	金額 583209円

目的	活動報告(22年春号-22年6月号)郵送料
使途	郵送料 (9,802通)
政務活動・ 県政との 関連性	今日子の議員活動を報告書にまとめ広く県民に知らせ意見等聴取し今後の活動に反映させる。
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由 全政務活動にかか りものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	583209円	100%	583209円

# 領収書

様

[別納引受]		
第一種定形 @84	79通	20.0g ¥6,636
小計		¥6,636
第一種定形 @94	8通	33.0g ¥752
小計		¥752
第一種定形外(規格内) @140	3通	86.5g ¥420
小計		¥420
第一種定形外(規格内) @210	5通	139.0g ¥1,050
小計		¥1,050
第一種定形外(規格内) @250	3通	218.5g ¥750
小計		¥750
第一種定形外(規格内) @390	14通	426.5g ¥5,460
小計		¥5,460
区内特別基(定) @73	120通	20.0g ¥8,760
小計		¥8,760
郵便物引受合計通数	232通	
課税計(10%)		¥23,828
(内消費税等)		¥2,166
非課税計		¥0
合計		¥23,828
お預り金額		¥23,828



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2022年9月1日 12:26  
発行No. 220901A7201 端N44箱01  
連絡先：富士宮城北郵便局  
TEL:0544-27-4937

支払者：四本康久

# 領収書

様

[別納引受]		
区内特別特(定)BC @62	2,253通	¥139,686
小計		¥139,686
配達地域指定 @57	3,099通	¥176,643
小計		¥176,643
郵便物引受合計通数	5,352通	
課税計(10%)		¥316,329
(内消費税等)		¥28,757
非課税計		¥0
合計		¥316,329
お預り金額		¥320,000
おつり		¥3,671

印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2022年9月1日 10:30  
発行No. 220901A5950 端P94箱04  
連絡先：富士宮郵便局  
TEL:0570-943-679

支払者：四本康久

# 領収書

様

[別納引受]		
区内特別特(定)BC @70	202通	18.0g ¥14,140
小計		¥14,140
配達地域指定 @57	4,016通	18.0g ¥228,912
小計		¥228,912
郵便物引受合計通数	4,218通	
課税計(10%)		¥243,052
(内消費税等)		¥22,095
非課税計		¥0
合計		¥243,052
お預り金額		¥243,052

印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2022年9月1日 10:56  
発行No. 220901A3937 端N36箱02  
連絡先：北山郵便局  
TEL:0544-58-1001

支払者：四本康久

整理番号 9-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 9 月 1 日~令和 年 月 日	金額	5060 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2022年8月発行号 上・下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-01	23020	A93140010
取扱店	フジノミヤ	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*4,950	料金 *110
振替受付票	振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	
入金額	*10,000	
おつり	*4,940	
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット サービス開始!		

印紙税申告納付につき趣町  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5060 円	100%	5060 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社  
 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社  
 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

整理番号 9-10

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 8 月 2 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2205 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 9月号 )
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-02	23432	A93190008
取扱店	7シノミヤシヨウホク	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*1,943	料金 *262

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

入金額	*10,210
おつり	*8,005

とっても便利!安心!オトク!  
ゆうちょデビット サービス開始!

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2205 円	100%	2205 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

2022年 8月31日

〒418-0061  
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5  
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183

銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257

口座名義 ニッポウビジネス (カ)

振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号

お問い合わせ番号

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ

2022年9月号  
銀行振込もご利用いただけます。

郵便振込

1,943円

					区分
3005	◆ 四本 康久 様分				
1	月刊 廃棄物	1	部	1,843	1,843 1
	送料	0		0	100 1
	内消費税等				(177)

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (9月分)		
年月日	令和4年9月5日~	年月日	金額 25,423 円

目的	政務活動に使用する自動車のリース
使途	(9月分) リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

月額リース料 (60,720 円) から カーナビ、ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847 円の 1/2相当額を充当する。

22-09-05 | 200 \*60,720円の1/2をチャージ(カ)

4年9月 整理番号 9-5 参照

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847 円	1/2 %	25,423 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <span style="border: 1px solid black;">資料購入費</span> ・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年 月 日	令和 4 年 9 月 6 日	~ 令和 年 月 日	金 額 2,750 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	22年 9 月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
<<領収書貼付枠>>          <div style="text-align: center;">                       04-09-06   200            2,750   SMBC(二和)キヨウイ                   </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	/	2,750 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 9 月 9 日~令和 年 月 日	金額	1,500 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 知事失格 )
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

支払者: 四本康久

領 収 証

四本事務所様 4年9月9日

★ 1500-

但 知事失格  
上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)  
内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

富士宮市北町14-2  
有限 田村書店  
会社  
TEL0544-23-1592

登録番号

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1500 円	100%	1500 円



※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等関係・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年9月12日	~	令和 年 月 日
金額	2120 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動 (会派内調整打合せ)・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>領収書</b></p> <p>料金所 新藤岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月12日10時44分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新藤岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号201-00711023-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>領収書</b></p> <p>料金所 新藤岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月12日14時49分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新藤岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00731428-00</p>
--	--



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年9月13日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡 お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月13日 8時44分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号201-00370825-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士 お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月13日 21時28分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01822105-00</p>
--	---

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円



整理番号	9-16
------	------

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富岡市商店街連盟訪問		
年月日	22年9月16日	金額	100円

目的	商店街の現状調査																						
使途	駐車代																						
政務活動・ 県政との 関連性	商店街振興の参考にするため、各商店より 意見聴取。今後県施策に反映させる。																						
<p>&lt;&lt;領収書貼付枠&gt;&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">富士宮駅前交流センター駐車場</p> <p style="text-align: center;">領収証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>精算機 #01</td> <td>A 精算No.007960</td> </tr> <tr> <td>発券機 #01</td> <td>発券No.026058</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2022年 9月16日(金) 11:39</td> </tr> <tr> <td>出庫時刻</td> <td>2022年 9月16日(金) 12:06</td> </tr> <tr> <td>駐車時間</td> <td>0:27</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>A料金 100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">=====</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>現金領収額</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">またのご利用をお待ちしております。</p> </div>		精算機 #01	A 精算No.007960	発券機 #01	発券No.026058	入庫時刻	2022年 9月16日(金) 11:39	出庫時刻	2022年 9月16日(金) 12:06	駐車時間	0:27	駐車料金	A料金 100円	=====		合計	100円	現金領収額	100円	お預り	100円	お釣り	0円
精算機 #01	A 精算No.007960																						
発券機 #01	発券No.026058																						
入庫時刻	2022年 9月16日(金) 11:39																						
出庫時刻	2022年 9月16日(金) 12:06																						
駐車時間	0:27																						
駐車料金	A料金 100円																						
=====																							
合計	100円																						
現金領収額	100円																						
お預り	100円																						
お釣り	0円																						

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にか かかっている	100円	/	100円
		100%	


支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政策研究フォーラム静岡集連総会 研修会参加		
年月日	22年9月17日～	年 月 日	金額 2120 円

目的	政策研究フォーラム 研修会参加
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	研修会を通じて得られた情報等を県政等に反映する

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新富士  
 お問合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)


22年 9月17日 20時12分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-  
 (現金)

-入口料金所- 新静岡  
 通行料金は、消費税等10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号203-01931944-00

会場：  
 中島屋グランドホテル  
 (静岡市葵区紺屋町)

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡  
 お問合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

22年 9月17日 13時29分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-  
 (現金)

-入口料金所- 新富士  
 通行料金は、消費税等10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号203-00441310-00

案分の理由 全政務活動費にか かるとある	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

2022年8月2日

政研フォーラム静岡県連絡会  
加盟組織代表者 殿  
静岡県民社協会加盟議員 殿

政研フォーラム静岡県連絡会  
代表 片山 志津子

政策研究フォーラム静岡県連絡会「第11回研修会」のご案内

拝啓 貴組織に於かれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、政研フォーラム静岡県連絡会の諸活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、表記の件について、下記のとおりご案内申し上げます。ご多用とは存じますが、是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 2022年9月17日(土) 13:30~17:00 研修会(受付13:00~)  
17:15~19:15 交流懇親会
2. 会 場 中島屋グランドホテル静岡 4階「オーキッド」  
静岡市葵区紺屋町3-10 Tel:054-253-1151
3. 講演内容 第1議題:「政治情勢」  
講師:塩田 潮 氏(ノンフィクション作家、評論家)  
第2議題:「日本共産党とは~その歴史と現状」  
講師:永山 博之 氏(広島大学大学院教授、政研フォーラム理事)
4. 申込締切 次頁「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、8月31日(水)までにFAX  
で申してください。  
FAX 054-252-3353 UAゼンセン静岡県支部 宛
5. 参加費 5,000円/人 (研修会のみは1,000円/人)
6. 要請人数

団体(産別)	要請数	団体(産別)	要請数
UAゼンセン	8名	交通労連	2名
日産労連	6名	支払基金	2名
電力総連	6名	JR東海ユニオン	2名
J P 労組	6名	静岡県民社協会	10名
JAM(旧ゼンキン)	5名	合 計	47名

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山世界遺産センター訪問		
年月日	22年9月18日～	年 月 日	金額 200 円

目的	セミナー参加
使途	駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	セミナーを通じて得られた情報等を今後県政 に反映させる

《領収書貼付枠》

富士宮市営神田川観光駐車場

領収証

精算機 #01                    A 精算No.000287  
 発券機 #01                    発券No.003761  
 入庫時刻 2022年 9月18日(日) 13:23  
 出庫時刻 2022年 9月18日(日) 15:07  
 駐車時間                      1:44  
 駐車料金                      A料金        200円  
 =====  
 合計                              200円  
 現金領収額                      200円  
 お預り                            200円  
 お釣り                            0円



またのご利用をお待ちしております。

案分の理由 全て政務活動に かかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	200 円	100 %	200 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年9月20日	～令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月20日13時20分 車種 普通 通行料金 ¥1,060- (現金) -入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01101301-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 9月20日17時37分 車種 普通 通行料金 ¥1,060- (現金) -入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00931717-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 ( 22年 8月請求分)		
年月日	令和4年9月20日~令和	年 月 日	金額 2,580円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  支払合計額      ケブルテレビ料      政務活動費請求対象額 17,910円 — 2,750円 = 5,160円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	5,160円	1/2	2,580円
		%	

四本 康久 様

発行番号 2020311400  
発行日 2022年 9月 20日

株式会社TOKAIケーブルネット  
〒410-0053 沼津市沼津  
お問合せ先 0120-696-942

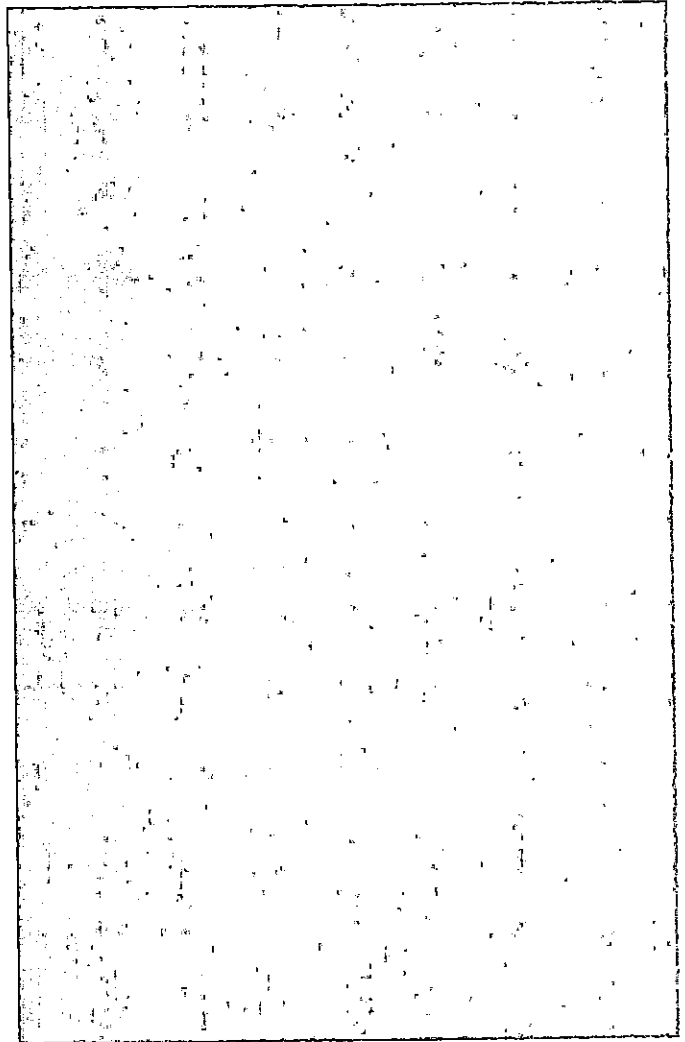


領収書

領収金額 ¥7,910

項目	金額
2022年8月分	¥7,910
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として  
上記の金額 2022年8月カード決済 にて正に領収致しました。



整理番号 9-21

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	事務所電気代 (22年9月分)		
年月日	22年9月20日～	年 月 日	金額 6849円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-9	払込金額	¥7247	うち消費税等相当額	円 658
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	115
ご使用期間	8月8日～9月7日		ご契約変更	月 日	

○本領収証により集金員が収納することはできません。

ご使用 契約場 名所 義	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 10月 11日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約 種別	低圧電力	検取 22.10.31	印
お客さま番号	[REDACTED]			22.9.20	
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902			静岡電力西店	

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-9	払込金額	¥6452	うち消費税等相当額	円 586
ご契約	40 A	戸数	174	ご使用量kWh	
ご使用期間	8月8日～9月7日		ご契約変更	月 日	

○本領収証により集金員が収納することはできません。

ご使用 契約場 名所 義	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 10月 11日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約 種別	従量電灯B	検取 22.10.31	印
お客さま番号	[REDACTED]			22.9.20	
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902			静岡電力西店	

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)

案分の理由 政務活動費後援 活動費	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13689 円	1/2 %	6849 円



整理番号	9-22
------	------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 9 月分】 9/25 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和4年 9月 25日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	12,000
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・ <input checked="" type="radio"/> 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久			

≪領収書貼付枠≫  <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>
---

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	24,000 円	1/2 %	12,000 円

# EneJet ドトールコーヒ-

## 領収書

岡重株式会社  
 EneJet富士宮バイパスSS  
 静岡県富士宮市ひばりが丘700  
 TEL:0544-27-4402  
 2022/09/01(木)20:52  
 Tカード会員 様  
 XXXXXXXXXXXX  
 売上 Tカード会員  
 レギュラー  
 021000 ¥4000  
 25.48L @157.0 L- 4 N-10  
 割引適用(017895)  
 3円/L.個 割引 済み

---

小計 ¥4,000  
 (10%対象 ¥4,000  
 内消費税 ¥364)  
 合計 ¥4,000  
 お預かり ¥5000 お釣 ¥1000  
 上記にて領収書とさせていただきます  
 Tポイント:基本P 12P  
 特別P 0P  
 今回計 12P  
 利用ポイント 0P  
 利用可能ポイント 2644P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにて  
 ご確認下さい。  
 当日給油レシートで  
 ドトール単品ドリンク  
 1杯30円引き(セットを除く)  
 ※当店のみ、発行当日のみ有効。  
 お1人様1回1枚の利用となります  
 No.8468 担当:0001  
 POS番号01  
 2022/09/01 釣銭伝票No.6060

支払者: 四本康久

# EneJet ドトールコーヒ-

## 領収書

岡重株式会社  
 EneJet富士宮バイパスSS  
 静岡県富士宮市ひばりが丘700  
 TEL:0544-27-4402  
 2022/09/06(火)10:56  
 Tカード会員 様  
 XXXXXXXXXXXX  
 売上 Tカード会員  
 レギュラー  
 021000 ¥4000  
 24.69L @162.0 L- 6 N-16  
 割引適用(017895)  
 3円/L.個 割引 済み

---

小計 ¥4,000  
 (10%対象 ¥4,000  
 内消費税 ¥364)  
 合計 ¥4,000  
 お預かり ¥10000 お釣 ¥6000  
 上記にて領収書とさせていただきます  
 Tポイント:基本P 12P  
 特別P 0P  
 今回計 12P  
 利用ポイント 0P  
 利用可能ポイント 2614P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにて  
 ご確認下さい。  
 当日給油レシートで  
 ドトール単品ドリンク  
 1杯30円引き(セットを除く)  
 ※当店のみ、発行当日のみ有効。  
 お1人様1回1枚の利用となります  
 No.4760 担当:0001  
 POS番号01  
 2022/09/06 釣銭伝票No.7435

支払者: 四本康久

# EneJet

## 納品書(領収書)

2022年09月10日 22:56

売上  
 Tカード会員 様  
 現金会員  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P-07  
 24.24L \*  
 (165円) ¥4,000  
 合計 ¥4,000  
 (消費税10%対象 ¥4,000  
 内消費税等 ¥364)  
 お預り ¥10,000  
 お釣り ¥6,000  
 Tカード番号:XXXXXXXXXX  
 Tポイント:基本P 12P  
 特別P 0P  
 今回計 12P  
 利用ポイント 0P  
 利用可能ポイント 2648P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
 さい。  
 現金で決済した場合領収書をお渡しできません。

岩山石油 株式会社  
 セルフ富士SS  
 静岡県 富士市柚木438-1  
 TEL:0545-61-0495 SS-480044  
 レシートNo 6638-03 データNo9496-9498  
 001マネージャ 2022/09/10

支払者: 四本康久

# ENEOS

納品書(領収書)

2022年09月16日 23:59

売上  
Tカード会員様  
6-480443-49997-000  
現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー S P13  
数量 25.64L \*  
単価 (156円) ¥4,000

合計 ¥4,000  
(消費税10%対象 ¥4,000  
内消費税等 ¥364)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥6,000

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX  
ポイント: 基本P 12P  
特別P 0P  
今回計 12P

利用ポイント 0P  
利用可能ポイント 2697P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

現金でお客様に代わり領収書をお出しさせていただきます。

ENEOSウイング静岡支店  
富士インターTS  
静岡県 富士市  
伝法字中村3201-1  
TEL:0545-57-7550 SS-480443  
ポ-トNo 3998-05  
デ-タNo8774-8776  
999 2022/09/17

支払者: 四本康久

# EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2022/09/20(火)21:48  
Tカード会員様  
XXXXXXXXXXXX  
売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
24.85L @161.0 L-4 N-10

割引適用(017895)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000  
内消費税 ¥364)  
合計 ¥4,000

お預かり ¥10000 お釣り ¥6000  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント: 基本P 12P  
特別P 0P  
今回計 12P

利用ポイント 0P  
利用可能ポイント 2714P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.2416 担当:0001  
POS番号01  
2022/09/20 釣銭伝票No.0977

支払者: 四本康久

# EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2022/09/25(日)23:34  
Tカード会員様  
XXXXXXXXXXXX  
売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
24.85L @161.0 L-4 N-10

割引適用(017895)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000  
内消費税 ¥364)  
合計 ¥4,000

お預かり ¥10000 お釣り ¥6000  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント: 基本P 12P  
特別P 0P  
今回計 12P

利用ポイント 0P  
利用可能ポイント 2472P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.8614 担当:0001  
POS番号01  
2022/09/25 釣銭伝票No.2311

支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研鑽・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 9 月 27 日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,290 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2022年9月発行号, Beacon Vol.91 秋号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-27	2723432	A93110016
取扱店	フジノミヤジ ヨウホク	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*4,180 料金 *110	
振替受付票		
払込みの証拠となるもので、大切に保存して下さい。消費税等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,300	
おつり	*1,010	

とつても便利!安心!オートク!  
ゆうちょデビット サービス開始!

印紙税申告納  
付につき親回  
事務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4290 円	100%	4290 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇に記入すること。

四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥4,180

イマジン 出版株式会社  
 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
2	Beacon Vol.91(秋号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,180

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,180

イマジン 出版株式会社  
 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
2	Beacon Vol.91(秋号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,180

整理番号	9-24
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料		
年 月 日	22年9月27日~	年 月 日	金 額 8,800円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>     <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21 D 4- 9-27</div> <div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;">17,600 リコーリース(カ)</div> </div>	

案分の理由 政務活動費と後援会活 動で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600円	1/2	8,800円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和 4 年 9 月 30 日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,821 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22 年 9 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2022 年 9 月分 領収日 9 月 30 日

領収金額 **¥3,821**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934


その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 0)  
(8%対象 3,821)

稲葉 和弘  
富士宮市上柚野 1-2  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

販売店住所  
お申込No. XXXXXXXXXX

  
 新聞購読料  
 領収証  
 四本 康久

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821 円	100%	3,821 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和4年9月30日~令和 年 月 日	金額	4,427 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年9月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞「しんぶん赤旗」	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,427 円

2022 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

領収日 9/30 扱者 XXXXXXXXXX

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,427 円	/	4,427 円
		100%	



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>		
内容	事務員の雇用 ( 9 月分)		
年月日	令和 4 年 9 月 30 日 ~ 令和 年 月 日	金額	156,000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	156,000 円	100%	156,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和4年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
月	[REDACTED]	—	

令和4年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	48,000	[REDACTED]

$$48 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	48,000	[REDACTED]

$$48 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

$$36 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 36,000 \text{ 円}$$